

原議保存期間10年未満  
(平成33年3月31日まで)

各管区警察局(総務監察・)広域調整部長  
警視庁交通部長  
各道府県警察本部長

殿

警察庁丁規発第74号  
平成23年4月25日  
警察庁交通局交通規制課長

### 自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する 基本方針の変更について

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号。以下「法」という。)第6条及び第8条の規定により、国は自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の削減に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めることとされているが、本年3月25日、基本方針の変更が閣議決定され、同年3月30日、別添のとおり環境省告示として公表された。

変更後の基本方針においては、総量の削減に関する目標について、「対策地域においては、平成32年度までに二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保することを目標とする。ただし、平成27年度までに、すべての監視測定局における大気環境基準を達成するよう最善を尽くす。」とされている。

交通警察においては、従来から交通流の円滑化を通じて、大気汚染防止に努めてきたところであるが、変更された基本方針を踏まえ、関係行政機関・団体と連携して交通管制システム、信号機その他の交通安全施設の整備を始めとする交通流円滑化施策等を推進し、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の総量削減に努められたい。

また、法第7条及び第9条の規定により、対策地域を管轄する都道府県知事が基本方針に基づいて定めることとされている窒素酸化物総量削減計画及び粒子状物質総量削減計画の策定については、都道府県公安委員会、関係市町村等で組織された協議会の意見を聴くこととされていることから、関係都道府県警察においては、同計画の策定に係る協議等に際しては交通管理上必要な意見を述べることとし、それ以外の道府県警察においては参考とされたい。

なお、「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針の決定について」(平成14年4月17日付警察庁丁規発第48号)は廃止する。

～別添省略